

バイデン新米政権の陣容：前政権とは全く異なる側近の重要性

- ・ トランプ前大統領と異なり、バイデン政権は側近の助言を重視すると言われており、閣僚などの政権幹部のスタンスや発言は、前政権よりも重要度が高い。そのなかでも注目されるポストは、国務、財務、国防長官などの最重要閣僚に加えて、商務、労働長官や通商代表部(USTR)、環境保護庁長官、バイデン政権で新設された気候変動特使、インド・太平洋調整官、など。
- ・ これまでの承認公聴会などでの発言をみると、おおむねバイデン大統領の公約に沿った趣旨であり、対中政策や中東政策などにおける、トランプ前政権からの相違点がさらに明確になってきた。
- ・ バイデン大統領が指名した側近は、主にオバマ政権などで経験を積んだ実力派が多い一方、多様性の演出が目的という面も否定できない。また同政権の政策は周到に議論、準備され、戦略的要素が多くなるだろうが、実現までには長い時間がかかるだろう。

1. バイデン政権で大統領側近の重みが復活

バイデン政権発足から3週間が経った。就任直後に大統領令などを立て続けに出し、政権としての大きな方向性は示されたが、具体的な政策やその影響を推し量るには、各省庁のトップや側近の動きを見る必要がある。政権が人事を決定する、政治任命のポストは約4,000あると言われ、そのうち上院の承認を要する重要なポストは1,250超にのぼる。ワシントン・ポスト紙が非営利団体 Partnership for Public Service と共同で行っている「[バイデン政治任命追跡](#)」は、このなかで790ポストについて、状況を追跡しており、2月16日時点で、53のポストが指名され、閣僚では国務、財務、国防、運輸、退役軍人、国土安全保障の各省長官及び国家情報長官など8名が承認されている。過去の政権と比べると指名、承認プロセスが遅れているとみられるが、指名が遅れた背景にはコロナや選挙結果に関する混乱の他に、ジョージア州での上院選挙が年明け1月5日の決選投票までもつれ込み、共和党に配慮した指名にする必要があるか確定しなかったことで、人選が遅れたことがあった模様。また民主党内でも、オカシオ・コルテス下院議員など、左派勢力にも配慮した人選を迫られたことも、指名に時間を要した原因と考えられる。承認プロセスについては、ジョージア州決選投票で民主党が2議席とも勝利して事実上の過半数を獲得したものの、議員数では拮抗している共和党との間で委員会や委員長の構成に関する合意¹に時間を要したこと、さらに今後はトランプ前大統領の2回目の弾劾裁判も控えていることが影響した模様。ただバイデン大統領がこれまで指名してきた顔ぶれを見る限り、前政権とは異なり、米国政治や行政に関し、経験や知識が十分で上院議員もよく見知った人物を指名しており、承認自体はおおむね問題なく行われるだろう。

今回バイデン政権の側近に注目する理由は主に3つある。1つ目は、バイデン政権の政策立案、実行においては、前政権と異なり側近の声が強く反映されると思われるからである。バイデン大統領が上院外交委員長時代に同委員会の東アジア・太平洋政策部長を務め、バイデン大統領と親交の深いフランク・ジャヌージ氏(現モーリー・アンド・マイク・マンズフィールド財団理事長)は、「バイデン大統領はとにかく周りの話を聞き、ブリーフィングを受けるのを好む。またミーティングに向けての準備を怠らない」と、側近のブリーフィングを重要視することを、新大統領の特徴として挙げている。2つ目は側近の顔ぶれをみると、バイデン大統領が何を重視しているかが見えてくるからである。特に指名された人物の経歴、過去の実績、そして属性を並べてみる

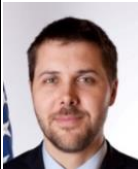
¹ 20年11月及び21年1月のジョージア州決選投票の結果、上院は民主、共和それぞれ50議席となった。投票結果が拮抗した場合、上院議長のアリソン・ハリス副大統領が投票権を持つので民主党が実質的に多数党となるが、同様に議員数が拮抗した2001年の107議会に倣い、両党幹部が各委員会の委員長や委員数の構成に関する合意(Power-sharing Agreement)について、両党幹部が協議。開会1カ月後の2月3日ようやく、合意に至った。

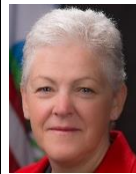
と、それぞれの政策における方向性や優先順位が浮かび上がってくる。3 つ目には、今回ホワイトハウス内に新設されたポストが多いことだ。気候変動特使や、国家安全保障会議内のポストとしてインド太平洋調整官などが新たに設けられた。こうしたポスト新設の狙いなどを考察することは、バイデン政権の政策運営や力学、その結果を占ううえで参考になるだろう。

2. バイデン政権側近の顔ぶれ：経験と多様性が重視された陣容

それではバイデン政権の顔ぶれを見てみよう。まずはホワイトハウス内のキーパーソンとして、11 名をリストアップした(黄色ハイライトは承認、就任済)。

図表 1：主なホワイトハウス側近

役職	名前	写真	生年	主な職歴など	主な業績、注目点
副大統領 Vice President	カマラ・ハリス Kamala Harris		1964	カリフォルニア州選出 上院議員(17-21)、同 州司法長官(11-17)	元検事で雄弁。トランプ弾劾や予備選でのするどい発言で知名度が高まる。バイデンより進歩的なポジションを取り続けるか？
首席補佐官 Chief of Staff	ロン・クレイン Ronald Klain		1961	副大統領首席補佐官 (95-99、09-11)	オバマ政権下でエボラ対策の責任者に。コロナ対策でも重要な役割を担うか？
上席顧問兼市民参加室長 Senior Adviser and Director of the White House Office of Public Engagement	セドリック・リッチモンド Cedric Richmond		1973	ルイジアナ州選出下院 議員(11-)	バイデン政権が目指す国内の融和政策を担うとされている。
国家安全保障担当補佐官 National Security Adviser (NSA)	ジェイク・サリバン Jake Sullivan		1976	副大統領国家安全保障 担当補佐官(13- 14)、国務省政策立案 局長(11-13)	安全保障政策についてバイデン大統領へのブリーフィング、政策立案責任者。オバマ政権ではイラン核合意に尽力。
国家経済会議委員長 Director of National Economic Council (NEC)	ブライアン・デーズ Brian Deese		1978	大統領上級顧問(気候 変動対応 15-17)、管 理予算局副局長(13- 15)	オバマ政権下では、自動車業界救済に尽力。一方で債務縮小を主張する場面も。大胆な危機対応の手腕が買われたか。

管理予算局長 Director of the Office of Management and Budget (OMB)	ニーラ・タンデン Neera Tanden		1970	クリントン政権、ヒラリー・クリントン陣営、オバマ政権での厚生長官顧問、Center for American Progress 所長	オバマケア設計者の1人。バイデン政権でも医療保険改革の推進者となるか。
経済諮問委員長 Chair of the Council of Economic Advisers (CEA)	セシリア・ラウズ Cecilia Rouse		1963	プリンストン大学学部長(12-)、経済諮問委員(09-11)	労働経済学専門。リーマンショック後の雇用回復に尽力。
気候変動特使 Special Presidential Envoy for Climate	ジョン・ケリー John Kerry		1943	国務長官(13-17)、上院外交委員長(09-13) マサチューセッツ州選出上院議員(85-13)	オバマ政権下、パリ合意成立に尽力。新ポストは国家安全保障委員会傘下で、気候変動と安全保障の関連性を象徴する。
国家気候変動顧問 National Climate Advisor	ジーナ・マッカーシー Gina McCarthy		1954	環境保護庁長官(13-17)	オバマ政権時代に、火力発電所の温暖化排出ガス規制を定めた Clean Power Plan を策定。バイデン政権で同様の規制を打ち出すか？
内政諮問委員長 Director of the Domestic Policy Council	スーザン・ライス Susan Rice		1964	国家安全保障担当補佐官(13-17)、国連大使(09-13)、	外交・安保畑だが、新ポストでは人種間や経済格差問題の対応にあたると思われる。
インド・太平洋調整官 Coordinator for Indo-Pacific	カート・キャンベル Kurt Campbell		1957	東アジア・太平洋担当国務次官補(09-13)	オバマ政権下でアジア・リバランス政策の設計者と言われている。バイデン政権下ではアジア外交のトップか？

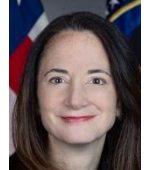
(各種報道、公表資料より丸紅経済研究所作成。写真は Public Domain より引用)

次に閣僚及び準閣僚以下の側近として 22 名をピックアップした。

図表 2：主な閣僚、準閣僚、局長級側近

役職	名前	写真	生年	主な職歴など	主な業績など
国務長官 Secretary of State	アントニー・ブリンケン Antony Blinken		1962	国務副長官(15-17)、 国家安全保障担当大統領副補佐官(13-15)、 同副大統領補佐官(09-13)、 上院外交委員シニアスタッフ(02-08)	生父は元駐ハンガリー大使。欧州での迫害を逃れてきた家系で、ホロコーストの生存者である義父とともにパリに渡る。オバマ政権ではイラン合意を担当しており、同合意復帰が最初の課題か。ユダヤ系。
財務長官 Secretary of Treasury	ジャネット・イエレン Janet Yellen		1946	連邦準備制度理事会議長(14-18)、同副議長(10-14)、サンフランシスコ連銀総裁(04-10)、 国家経済会議メンバー(97-99)	労働経済の専門家。コロナ禍の回復において、雇用環境を重視するとみられる。初の女性財務長官。ユダヤ系。夫はノーベル経済学受賞者のジョージ・アカロフ
国防長官 Secretary of Defense	ロイド・オースティン Lloyd J. Austin III		1953	中央軍司令官(13-16)	陸軍大将、退役後はレイセオンなどの取締役を務める。イラク、アフガン戦争、IS 掃討作戦に従事。初の黒人国防長官
司法長官 Attorney General	メリック・ガーランド Merrick B. Garland		1952	連邦控訴裁判所 DC 巡回区判事(97-)、司法副次官補(92-97)	2016 年に最高裁判事に指名されるも、共和党が多数を占める上院で承認されず。経験豊富で超党派からの支持が得やすい人物だが、急進的な司法改革や中国に対する立場は明確でない。
内務長官 Secretary of Interior	デブ・ハーランド Deb Haaland		1960	ニューメキシコ州選出下院議員(19-)	先住民女性初の連邦議員。承認されれば初の先住民系の閣僚となる（母親が先住民）。環境左派と位置付けられ、一部共和党議員からは承認に反対の声があがっている。
農務長官 Secretary of Agriculture	トム・ビルサック Tom Vilsack		1950	農務長官(09-17)、アイオワ州知事(99-07)、同州上院議員(93-99)	承認されれば 2 度目の農務長官就任。左派系勢力からは、同氏は大規模農家よりで、かつ貧困や飢餓対応のための農務省改革には不十分との評価もあがっている。
商務長官 Secretary of Commerce	ジーナ・レイモンド Gina Raimondo		1971	ロードアイランド州知事(15-)、同州財務長官(11-15)、VC ファンド経営	官民両方の経験があるも、民主党左派からは大企業より、技術についての知識が乏しいとの批判があがっている。

労働長官 Secretary of Labor	マーティ・ウォルシュ Marty Walsh		1967	ボストン市長(14-)、マサチューセッツ州下院議員(97-14)	労働組合地区委員長や建設業組合トップなどを歴任しており、労組のたたき上げ的人物。
厚生長官 Secretary of Health and Human Service	ハビエル・ベセラ Xavier Becerra		1958	カリフォルニア州司法長官(17-)、同州選出下院議員(93-17)、同州下院議員(90-92)	承認されれば、同省として初めてのラテン系長官となる。カリフォルニア州司法長官として、オバマケア救済に奔走。新政権でも医療保険改革に尽力か。4年間でトランプ政権を122回提訴。
住宅都市開発長官 Secretary of Housing and Urban Development	マルシア・ファッジ Marcia L. Fudge		1952	オハイオ州選出下院議員(08-)、同州ウォレンズヴィル・ハイツ市長(00-08)	黒人下院議員コーカスの議長を務め、農務長官に推す声も高かった。
運輸長官 Secretary of Transportation	ピート・ブティージェッジ Pete Buttigieg		1982	サウスベンド市長(12-20)	2020年の民主党予備選で善戦。現行予算の13倍相当となる1,500億ドルの予算で公共交通建設を計画。
エネルギー長官 Secretary of Energy	ジェニファー・グランホルム Jennifer Granholm		1959	ニュースキャスター(12-13)、ミシガン州知事(03-11)、同州司法長官(99-03)、	カナダ生まれ。オバマ陣営にも参画し、エネルギー長官や、最高裁判事候補にもあがった。退任後はクリーン・エネルギー推進運動に従事し、関連企業の取締役も歴任。再エネを積極的に推進か
教育長官 Secretary of Education	ミゲル・カルドナ Miguel Cardona		1975	コネチカット州教育委員長(19-)	両親はプエルトリコ人。元小学校教諭。
退役軍人長官 Secretary of Veterans Affairs	デニス・マクドノー Denis McDonough		1969	大統領首席補佐官(13-17)、同次席補佐官(10-13)	07年からオバマ上院議員(当時)の外交顧問。オバマ政権下では国家安全保障会議(NSC)のスタッフとなったあと、補佐官就任。
国土安全保障長官 Secretary of Homeland Security	アレハンドロ・マヨルカス Alejandro Mayorkas		1959	同省服長官(13-16)、カリフォルニア中部地区判事(98-01)	ユダヤ系キューバ生まれで革命後に難民として米国に移住。ビバリーヒルズ高校に通学。同省在職中はDACAプログラムを推進。またエボラやジカ熱、サイバー対応にも尽力。

米国通商代表 Unites States Trade Representative (USTR)	キャサリン・ タイ Katherine Tai		1974	下院歳入委員会主席通 商顧問(17-)、同顧問 (14-17)、USTR 中国 通商顧問(11-14)	両親は中国大陸生まれの台湾系米国人。USTR では中国問題担当、下院では USMCA で民主党が主張する労働、環境条項の追加に尽力。対中通商政策が注目される。
環境保護庁長官 Administrator of Environmental Protection Agency (EPA)	マイケル・ レーガン Michael S. Regan		1976	ノースカロライナ州環 境品質長官(17-)、EPA 職員(98-08)	ノースカロライナ州でのゼロエミッション計画を策定、環境正義を推進。20 年にデュークエナジーに石炭灰の処理を命令。承認されれば、EPA 初の黒人長官になる。
国家情報長官 Director of National Intelligence	アブリル・ ヘインズ Avril Haines		1969	大統領安全保障副補佐 官(15-17)、CIA 副長 官(13-15)	オバマ政権下では、ドローン攻撃などを推進。米軍兵士の拷問に関するレポートを大幅に削除したことで批判も。大学では物理を専攻、日本の講道館で柔道を学んだり、バー、カフェ経営の経験などもある。中国に積極的に対応すると明言。
国連大使 US Representative to UN	リンダ・トーマ ス・グリーンフ ィールド Linda Thomas- Greenfield		1952	アフリカ担当国務次官 補(13-17)、同省外務 統括官(12-13)、在リ ベリア大使(08-12)	ベテラン外交官。承認公聴会では、過去に孔子学院で行った中国を賛美する講演が問題視されたが、中国は「戦略的敵国」と位置付け。国連機関やアフリカ外交において手腕が注目される。
中小企業庁長官 Administrator of the Small Business Administration	イサベル・グズ マン Isabella Guzman			カリフォルニア州中小 企業長官(19-)、中小企 業長官首席補佐官(09- 14)	中小企業行政での経験が深い。ラテン、アジア、ユダヤ系と言われている。
証券取引委員長 Chair of the Securities and Exchange Commission	ゲーリー・ ゲンスラー Gary Gensler		1957	商品先物取引委員長 (09-14)、国内金融担 当財務次官(99-01)、 金融市場担当同次官補 (97-99)	GS に 18 年間勤務、当時最年少のパートナーとなり、東京勤務の経験もあり。財務省時代は先物取引の規制緩和を推進したが、オバマ政権下では金融市場の監視を強化。バイデン政権では気候変動関連の情報開示などを推進か。ユダヤ系。
消費者金融保護局長 Consumer Financial Protection Bureau	ロヒット・チョ プラー Rohit Chopra			連邦取引委員(18-)、教 育長官特別顧問(16)、 消費者金融保護局(10- 15)	リーマンショック後に消費者金融保護局設立に参画し、後に学生ローン問題に対応。同局設立に尽力したウォーレン上院議員の側近。マッキンゼーに勤務経験もある。

(各種報道、公表資料より丸紅経済研究所作成。写真は Public Domain より引用)

まずピックアップした側近の経歴などをみると、最側近や重要ポストには、過去の政権で高官ポストを務め、バイデン氏の元部下や同僚の人物が多い。クレイン首席補佐官やサリバン NSA、ブリンケン国務長官はバイデン大統領の直属の部下で、ディーズ NEC 委員長、タンデン OMB 局長、ラウズ CEA 委員長、ケリー気候変動特使、ライス内政諮問委員長、キャンベルインド・太平洋調整官、ビルサック農務長官、マクドノー退役軍人長官、マヨルカス国土安全保障長官、ヘインズ国家情報長官などは、オバマ政権の元高官で、いわばバイデン副大統領の同僚とも言える。これは、バイデン大統領が周囲の話をよく聞くという特徴から、最側近や重要ポストは、気心がしれた人物を置いておきたいという考えの表れだろう。オースティン国防長官とは、バイデン氏が副大統領として中東視察に訪れて以来の関係だが、それよりも同国防長官が、亡くなった長男のボー・バイデン氏の中東駐留時代の上官で、2 人の親交が深かったことが、バイデン大統領と同国防長官の関係も強めている模様。外交政策の観点からすれば、ブリンケン国務長官、サリバン NSA、オースティン国防長官の起用は、過去の実績や主張から、欧州との関係修復、イラン核合意の復活、中東情勢の改善を重視する表れと思われる。当初こうした観測により、中国が台頭するなかでバイデン政権の外交方針はアジア軽視かという懸念が強まったが、政権発足直前に、NSC 傘下にインド太平洋調整官というポストを新設し、オバマ政権時代にアジア・リバランス政策を推進したキャンベル元国務次官補を据えた。アジアも重視するという表れだろう。

他方、それ以外でのポストでは、実力や経験も重視されていると思われるものの、バイデン政権が主張した「多様性のある布陣」を象徴する格好になっている。まず属性だけみると、女性やマイノリティ、またその組み合わせで初となる人物が多い。未承認のポストも含むが、ハリス副大統領、イエレン財務長官、ヘインズ国家情報長官は女性初、タンデン OMB 局長とタイ USTR は有色人種の女性初、ラウズ CEA 委員長、オースティン国防長官、レーガン EPA 長官は黒人初、ハーランド内務長官は先住民初、ブティジェッジ運輸長官は同性愛者を公言している人物として初めての長官職就任、ベセラ厚生長官、マヨルカス国土安全保障長官はラテン系初となる。またこうしたポストの人選には、民主党内や上院勢力などへの配慮も垣間見える。民主党左派からは、ウォーレン上院議員（マサチューセッツ州選出）やサンダース上院議員（バーモント州選出）の閣僚指名を要求する声が強かったが、上院の勢力を考えればできない選択だった。²その代わりでもないだろうが、バイデン大統領は黒人初の国防大臣を誕生させた他、下院黒人議員会派のトップであるファッジ下院議員を住宅都市開発長官に指名した。³

今後の米国経済を見通すうえで、特にイエレン財務長官には注目だ。何よりもコロナ禍の回復を支える財政出動の手綱を握るキーパーソンとなる。同長官は連邦準備制度理事会（FRB）でのキャリアが長く、経済の好不況を見極める能力としては長けている。それ以外に財務長官に求められる、議会との折衝や経済制裁のコントロール能力は未知数であるものの、コロナ禍からの経済回復が求められている今、彼女の財務長官就任は適任と言えるだろう。同氏はノーベル経済学受賞者のジェームス・トービンの影響を受け、労働経済学をライフワークと自称するほど労働環境を重要視している。FRB 議長時代には、「イエレン・ダッシュボード」と呼ばれる、労働環境関連の指標を纏めた「計器盤」を重用していた。これは雇用者数の増加や失業率の低下のみで労働環境が改善していると判断するのではなく、広義の失業率や労働参加率、失業期間の長さなども考慮する必要があることを示唆する。つまり、コロナ禍からの回復にあたり、多少の失業率の低下だけで、財政の引き締め動くことはなく、十分に労働環境が改善することを確認するまで拡張的な財政運営が必要がとのスタ

² 両州とも上院議員の空席を指名する州知事が共和党であるため、どちらかが政権入りするために上院議員を辞職すれば、共和党に上院の多数党を譲ることになる。

³ ただ民主党左派からは、同議員を農務長官に推して低所得者層への食糧給付などを進めたかったため、住宅都市開発長官への指名には不満が残っている模様。

ンスを取ることが予想される。

また労働長官には、労働組合からのたたき上げであるウォルシュ ボストン市長を指名。労働組合幹部経験者としては初めて同長官就任となる。バイデン陣営の公約の柱の 1 つであり、民主党左派も重視する労働者権利保護への配慮を見せた格好だ。既に議論の中心となっている連邦レベルでの最低賃金引き上げ(\$7.25/時→\$15/時)以外にも、非組合員の雇用を促進する Right to Work(労働権)法の禁止を定めた団結権利保護法(PRO Act)⁴の成否についても、在米企業への影響は大きいので要注意だ。日本ではあまり大きくとりあげられないが、バイデン大統領の公約のなかでは、感染症対策や環境政策などが目立つものの、事あるごとに言及されるのは、「労働組合による質の高い雇用の創出」である。経済政策においても、単に新型コロナウイルスによって失われた雇用を回復させるだけではなく、製造業などにおいて労働組合により団体権や団体交渉権を伴った雇用が必要だとしている。PRO Act では、近年増加しているギグワーカー(単発の仕事を請け負うフリーランスなど)でも、単に業務契約関係ではなく、場合によっては雇用関係と見做され、雇用主の義務も強化される見込みだ。こうした労働者の権利拡大において、ウォルシュ氏がどのような手腕を発揮するのか注目だ。

その他、対中通商関係においては、商務長官に指名されたレイモンド氏や USTR に指名されたタイ氏がキーパーソンとなる。バイデン政権においても、中国は「最も深刻な競争相手」と位置付けられ、外交政策において対中政策は最も優先順位が高いだろう。従い対中政策の全体的な戦略はバイデン大統領、サリバン大統領補佐官、ブリンケン国務長官、キャンベル調整官で策定されていくだろうが、具体的な規制や通商政策となると、商務長官はエンティティリストや機微技術特定による輸出規制、USTR は通商法 301 条による調査やアンチダンピング/相殺関税による追加的関税の実施、および第 1 段階合意の取り扱いなどで、対中政策構築に関わる。レイモンド氏は承認公聴会において、明確な対中強硬姿勢をみせなかったことで、一部共和党議員から承認不支持の声があがっているものの、「(ファーウェイなど)現在エンティティリストに指定された企業などが、エンティティリストに指定されるべきでなかったという理由は見当たらない。もし承認されれば、レビューのための報告を聞く。」との言い回しで、トランプ前政権が多く中国企業をエンティティリストなどに指定した政策をすぐさま撤回することは否定した。タイ氏においては、過去に USTR の対中国政策顧問を務めており、中国の不正通商慣行(知的財産侵害、強制技術移転、未報告の政府補助金)についてはエキスパートである。通商代表としての重みに欠けるとの声もあるが、秀逸な実績としては中国が 2010 年から行ったレアアースの輸出禁止に対し、タイ氏は米国代表を率いながら、カナダ、欧州、日本も巻き込み WTO に提訴し、2014 年に勝訴した。こうした取り組みのなかで、日本の経済産業省のなかでもタイ氏は非常に優秀なネゴシエーターとして知れ渡っている模様だ。まずはトランプ前大統領が課した対中関税をどのように処理するのか、注目される。また対中制裁という観点では、イエレン財務長官が管轄する SDN リスト(Specially Designated Nationals And Blocked Persons List)の拡大も要注意だ。SDN リストに指定されると、最悪二次制裁の対象となり、ドル決済が行えなくなる。同長官のこれまでの対中姿勢は明確でないものの、承認公聴会においては効果的な経済制裁のために必要なレビューを行うとしている。輸出規制対象のエンティティリストが、本来の純粋な安全保障という枠組みから、強制労働や南シナ海の人工島建設などへの関与というところまで拡大したのと同様、SDN リストの対象も今後拡大する恐れもある。その他、昨年成立した香港自治法により、国務省が香港自治の毀損に関与し

⁴ Protecting the Right to Organize Act (PRO Act)。米国での労働組合率低下(1983 年: 20.1%→2020 年: 10.8%)の主要因となっている労働権法(1947 年の Taft-Hartley Act によって可決されたもので、労働組合と雇用主の間で、労働組合費の支払いを雇用の条件とする事を禁止できる法律。現在 28 州で定められている)を禁止するなど、労働組合の組成を促進し、雇用者の義務や罰則などを強化する法律。2020 年に下院では可決されたがその後廃案。新議会で再度提出される可能性がある。

た個人を特定しているが、財務長官はさらに、そうした個人に香港自治の毀損につながると知っていながら金融サービスを提供した外国金融機関に対する、ドル取引停止も可能とする経済制裁の権限を有している。こうした経済制裁は、香港の金融機関にとっては死活問題になりかねない。

環境政策については、マッカーシー国家気候変動顧問やエネルギー長官に指名されたグランホルム氏、EPA 長官に指名されたレーガン氏に注目だ。マッカーシー顧問はオバマ政権時代に火力発電所の排ガス規制を定めたクリーン・パワー・プランの立案者であり、バイデン政権においては、トランプ前政権により緩和されつつあった排ガス規制の再強化や、自動車の燃費やエネルギー採掘によるメタンガス排出の規制強化などをホワイトハウスでの責任者として、議会と折衝を行う立場にある。グランホルム氏はミシガン州知事を務めた以外では、民間で再生エネルギーや電気自動車関連企業の幹部などを務めており、環境政策のなかで重要な位置づけである再生エネルギーと電気自動車の普及を推進する旗振り役になると思われる。EPA 長官に就任予定のレーガン氏は、環境政策実行の最前線として、規制の具体的な策定や実施、そして今後想定される訴訟の対応を担う。特に環境政策においては、司法係争になるケースが多く、EPA の手腕によって規制の成否が左右される場合も多い。またレーガン氏はノースカロライナ州で「環境正義」の諮問委員会を設定しており、バイデン政権においても、省庁横断的に環境評価を重視する「環境正義」の文化を促進することも期待されている。対外的にはケリー気候変動特使が、気候変動に関する各国との交渉を一手に担う事が予想される。バイデン政権発足早々に米国はパリ協定に復帰したものの、温暖化ガス排出大国同士として、米中が気候変動においてどのように協調できるのか、もしくは環境技術などを巡る競争になるのか注目される。ケリー氏はカーボン・プライシングなどを積極的に主張しており、欧州が進めている炭素国境調整措置について、欧米が歩調を合わせて枠組みを構築していく動きも想定される。

最後に新設されたポストの意味合いについても考えてみたい。まずケリー氏が就任した閣僚級の気候変動特使については、バイデン政権の環境政策重視の表れとも捉えられるが、対外的な気候変動政策と外交政策全般を担う国務省を切り離すことで、気候変動の要因により外交政策で妥協する場面を避けたい思惑があるのではと考える。特に対中政策において、多くの専門家が米中は気候変動で協調できる点が多いと指摘するが、オバマ政権が気候変動対策を優先するために、中国に譲歩したとの批判が多かった教訓を活かし、外交と気候変動を切り分けようとしたのではないだろうか。もちろん、この 2 つを明確に切り離すことは難しいものの、硬のプリンケン国務長官と軟のケリー特使を織り交ぜた対中政策になると考えられる。次にキャンベル氏が就任したインド・太平洋調整官については、既述の通り欧州だけではなく、アジア重視を示すための新設と捉えられる。閣僚級のポストではないため、表立った活躍は少ないかもしれないが、オバマ政権下のアジア・リバランスの立案者として、バイデン政権においてもアジア政策の立案、推進共に手腕を発揮するだろう。

こうしたポストの新設は、トランプ前政権からバイデン政権に移行するうえで、政策の戦略性が十分検討される一方で、立案、推進のスピードが落ちるという傾向をさらに強めるだろう。また、特定分野に対応するポストとして、その分野での功績を立てなければならないという圧力も高まる。例えば気候変動特使として、ケリー氏はバイデン大統領が公約として掲げていた、パリ協定の枠組みの中で 2030 年に向けた野心的な NDC (Nationally Determined Contribution: 各国が定める気候変動防止への貢献) の策定が求められるだろうし、米国だけではなく中国などの他国も目標へコミットメントさせる役割も負うだろう。インド・太平洋調整官のキャンベル氏の場合はさらに重責かもしれない。まずコンセプトだけが先行しているインド・太平洋政策の肉付け求められるだろう。具体的には同地域で台頭する中国の軍事的プレゼンスの抑制や、周辺国におけるインフラ開発への積極的参画が考えられる。こうした成果をあげるためには、日本や豪州、韓国などの同盟国との関係修復、インドとの関係強化が急務であり、キャンベル氏は適任だろう。また米国の対中政策において、台湾の

位置づけは非常に重要かつセンシティブだ。バイデン大統領の就任式に、在米台湾代表が初めて公式来賓として招待されたが、ある専門家はこうした動きはキャンベル氏が関与しているのではと推測する。つまり、政権発足直後から、センシティブな台湾というカードを大胆にも切って、中国をけん制するような戦術は、キャンベル氏ぐらいしか思いつかないということだ。

今後閣僚承認が順次進み、それぞれの側近が自らのパフォーマンスを発揮する局面が増えてくるだろう。トランプ前政権と違い、トップダウン、かつ Twitter というような SNS で明確に政策の転換が知れ渡るということとはなくなり、ボトムアップで複雑な戦略を含み、かつお役所的な言語により政策分析の難易度が高まる。だからこそ各側近の特徴や経歴を踏まえたうえで、上記のようなポイントに注目しながら、今後もバイデン政権の政策を注視していきたい。

以上

担当	丸紅経済研究所 経済調査チーム 阿部 賢介(あべ けんすけ)	E-mail: abe-k@marubeni.com
住所	〒103-6060 東京都中央区日本橋2丁目7番1号	
WEB	https://www.marubeni.com/jp/research/	

(注記)

- ・本資料は丸紅グループ内での利用を目的としたものであり、対外的な利用に関しては担当までご連絡願います。
- ・本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- ・本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- ・本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- ・本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。